

東通村農業委員会からのお知らせ

◎平成24年度活動報告・平成25年度活動計画について

農業委員会では、担い手の確保や農地の集積、遊休農地の解消、適正な農地管理を目指すため、平成24年度の活動の点検と評価、また平成25年度の活動計画（案）についても作成しましたので、地域の農業者等からのご意見・要望等を募集します。

◇閲覧期間…平成25年4月1日～4月30日

◇閲覧場所…東通村農業委員会事務局

◎下限面積（別段面積）の設定について

農地法の改正に伴い、農業委員会は、毎年、農地の権利取得要件にかかる下限面積（別段面積）の設定または修正の必要性について、検討することにしております。

平成25年度の下限面積については、平成25年2月の総会において審議した結果、農用地等の保有及び利用の現況等から見て、現段階で下限面積の見直しは必要ないと判断し、従来どおり50aに決定しました。

（留意事項）

農地の権利(所有権、貸借権等)を取得する場合、農地法第3条の許可が必要となります。法律では、農地の権利取得要件として、権利を取得しようとする者は、権利取得後において、面積の合計が50アール以上とならなければ権利を取得できないことになっています。しかし、一定の要件を満たす場合は下限面積を設定し、要件を緩和することができます。これまで下限面積は、県知事が定めておりましたが、農地法が改正され農業委員会が定めることになっております。

◎賃借料情報について

平成21年12月の農地法改正により標準小作料が廃止されました。農地法第52条に基づき、農業委員会では、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるような地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供することとなっております。

当農業委員会管内の平成24年1月1日～12月末現在で締結された賃貸借契約件数が0件と、情報提供に必要なデータ数が5件未満となっているため、下記のとおり、平成22年度青森県平均の賃借料情報を提供いたします。

◇平成22年度 青森県賃借料情報に関する調査結果

(1) 田 (10a当たり)

	平均額	最高額	最低額	データ数
青森県全域	18,970円	45,200円	1,000円	6,490件

(2) 畑（普通畑） (10a当たり)

	平均額	最高額	最低額	データ数
青森県全域	9,602円	30,000円	1,000円	809件

<お問い合わせ先>

東通村農業委員会事務局 ☎27-2111（内線120・134）